

議案第2号

鳥取県社会教育委員について

鳥取県社会教育委員の任命について、別添のとおり提出します。

平成20年9月9日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

鳥取県社会教育委員名簿（案）

（委員任期：平成20年9月22日～平成22年9月21日）

区 分	氏 名	団体及び職名	備 考
社会教育関係者	いのうえ たえこ 井上 耐子	鳥取県連合婦人会長	再 任
	うめき ちかこ 梅木 千賀子	鳥取県体育指導委員協議会理事	再 任
	こたに つくお 小谷 次雄	倉吉市成徳公民館長	再 任
	たなか ようこ 田中 陽子	社団法人鳥取県老人クラブ連合 会女性委員会委員	新 任
	みずの せいこ 水野 聖子	ガールスカウト日本連盟鳥取県 支部長	再 任
	みた こういちろう 美田 耕一郎	鳥取県子ども会育成連絡協議会 副会長	再 任
	やまだ せつこ 山田 節子	児童書を楽しむ会「つくしんぼ」 代表	再 任
家庭教育の向上 に資する活動者	いりえ まさし 入江 雅史	大山町教育委員会幼児教育課課 長補佐兼社会教育主事	再 任
有識者・ 学識経験者	あさかわ しげお 浅川 滋男	鳥取環境大学環境情報学部教授	再 任
	あぶらの としひろ 油野 利博	鳥取大学地域学部教授	再 任
	まつもと かなこ 松本加奈子	鳥取県教職員組合書記	新 任
	ふくはま たかひろ 福浜 隆宏	日本海テレビジョン放送株式会 社アナウンサー	再 任
学校教育関係者	いしうら ときよし 石浦 外喜義	鳥取城北高等学校教諭	再 任
	どかい こうじ 土海 孝治	倉吉市立小鴨小学校長	再 任

鳥取県社会教育委員会議（兼教育審議会生涯学習分科会）

1 社会教育委員の設置目的

- ・社会教育に関する諸計画の立案。
- ・教育委員会の諮問に応じ意見を述べる。
- ・社会教育の振興のための調査研究を行う。
- ・社会教育関係団体への補助金交付について意見を述べる。

2 経緯（法的な根拠）

（1）社会教育法

第四章 社会教育委員

第17条 社会教育委員の職務

第三章 社会教育関係団体

第13条 社会教育関係団体補助金交付に当っての社会教育委員会議への諮問

（2）鳥取県社会教育委員に関する条例

- （3）県教育委員会は、昭和24年10月に県条例を定め、委員の定数を20人、任期は1年とすることとし、同年12月に20人を委嘱した。その後、昭和42年3月に任期を2年とした。さらに、昭和59年に定数を15人とした。

3 平成20年度事業内容

- （1）予 算 570千円 単県費（人件費、旅費、負担金）
- （2）事業内容 委員会の開催 年2回（予定）
- （3）協議内容
- ・社会教育関係事業について
 - ・社会教育関係団体への助成について
 - ・提言、事業企画等について

4 その他参考事項

- （1）委員の任期 平成20年9月22日～平成22年9月21日
- （2）現在の委員数 15人
- （3）県内の社会教育委員数 270人（平成20年4月1日現在）
- （4）鳥取県社会教育委員連絡協議会 昭和50年10月30日設立
- （5）社会教育法が改正され平成13年7月11日から施行
- （6）平成18年9月22日から「鳥取県教育審議会生涯学習分科会委員」を兼務。

鳥取県社会教育委員に関する条例

第1条 社会教育法第15条の規定に基づき、鳥取県社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第2条 委員の定数は、15人以内とする。

第3条 委員の任期は2年とする。但し補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。前項の任期は教育委員会の委嘱の日から起算する。

第4条 教育委員会は、委員が次の各号の一に該当するときは、委員を解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 前号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和35年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年条例第28号)抄

1 この条例は、昭和59年11月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(6) 第31条及び第35条の規定 昭和61年6月1日

社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の構成）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 1 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 2 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 3 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の定数等）

第18条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。